第17回日本集中治療医学会東海北陸地方会

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 稲葉, 英夫, 田中, 三千代 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/19123

『学会開催報告』

第17回日本集中治療医学会 東海北陸地方会

The 17th Annual Local (Tokai-Hokuriku area) Meeting of the Japanese Society of Intensive Care Medicine

日時：2009年6月27日（土）9：00〜16：40
場所：金沢大学医学部講義室
金沢大学医薬保健研究域医学系　教授　稲　葉　英　夫
金沢大学附属病院　看護師長　田　中　三千代

会のテーマと概要：

今回の地方会のテーマは「集中治療における理想と現実」であった．人は理想を追い求める．集中治療に従事する医療従事者も理想を求めて，改革を進めようとする．理想に到達するのは容易でない．理想と現実のずれは，集中治療従事者に「苦」を与える．「苦」とは自分の思い通りにならないことによって生ずる「苦しみ」である．「苦」を解消する手段として，現実を見つめ直す．また，改革できそうな部分が見えてくる．こんなことを繰り返して，何十年か経過すると，当初理想としてきたものと異なった理想像が見えてくる．理想と現実の間のギャップに打ちのめされて集中治療を去る人もいる．

日本に集中治療が導入されて，30年以上が経過している．集中治療の理想と現実を皆で見直してみるべき時期である．集中治療は病院の機能のひとつである．集中治療従事者の理想と病院全体の目標は一致しないかもしれない．病院の目標は，医療政策の変革や医療資源とニーズの変化に対応して変動する．集中治療の現実は，従事者の描く理想とはかけ離れた方向に変化することもある．集中治療には，多様な職種・背景を有する者が関与する．職種や背景によって，集中治療の理想も異なるかもしれない．集中治療従事者に共通する「理想」を設定することは困難かもしれない．

今回の地方会では，集中治療の理想と現実について，多くの施設から発表していただいた．パネルディスカッション形式で，異なったテーマで理想と現実を論じていただいた．パネリストや演者には，「理想とかけ離れた現実を語るもよし，現実を見直した結果に得られた新しい理想像について語っていただいてもかまわない」とお伝えしてあったので，率直な意見が出された．論議を通じて，会員の施設や地域の現実のとらえ方，理想の描き方に変化が生じ，共有できる「理想像」が見出せたのではないかと考えている．

プログラムの概要：

特別講演　「知的財産権は医療を進歩させるのか　－その理想と現実－」
　座長：野口　　宏（愛知医科大学　名誉教授）
　講師：大友　信秀（金沢大学人間社会研究域法学系　教授）
教育講演1「クリティカルケアにおける倫理的課題：理想と現実」
　座長：田中三千代（金沢大学附属病院 集中治療部 看護師長）
　講師：栗原　早苗（金沢大学附属病院 急性・重症患者看護専門看護師）
教育講演2「感染症アウトブレイクにいかに備えるか：熱帯医学寄生虫学からの提言」
　座長：後藤　由和（金沢大学附属病院　救急部）
　講師：所　　正治（金沢大学医薬保健研究域医学系 寄生虫感染症制御学）
共催セミナー1　「重症患者の栄養管理　－その理想と現実－」
　座長：大村　健二（厚生連高岡病院　外科診療部長）
　講師：寺島　秀夫（筑波大学附属病院 消化器外科 病院教授）
共催セミナー2　「DIC治療の現状と展望」
　座長：祖父江和哉（名古屋市立大学大学院医学研究科 麻酔・危機管理医学）
　講師：朝倉　英策（金沢大学附属病院　高密度無菌治療部）

特別講演内容：

1990年代から注目されたバイオテクノロジー関連特許の問題は，DNA断片への特許付与に関する問題として激しい議論を巻き起こした．一定の条件の下でではあるが，DNA断片への特許付与が認められ，その結果，特許取得を目指す者により，DNA配列の分析作業が大幅に速められ，その後のバイオテクノロジー技術の発展につながっている．

最近では，京都大学の山中伸弥教授によるヒト人工多能性幹細胞（iPS細胞）の樹立（2000年11月21日）と同技術に対する特許取得の問題が注目を集めた．京都大学が参加する中間法人は，研究成果の実用化に対応するとともに，知財リスク対策などに対応するため，iPS細胞の知的財産権活用会社（iPSアカデミアジャパン）を設立した．

同社設立を促したのは，再生医療分野の急激な進歩とそれに伴う発明の早期特許化の動きに京都大学の知財部門が十分に対応できる状況に無いという危機感であった．すでに，製薬メーカーであるバイエルの研究員が同種の技術に関して特許出願を終えているとの情報もあり，特許取得で遅れを取れば，基本特許を持つ山中教授でさえも自らの研究を遂行するのに支障を来すおそれがある（なお，京都大学は，2008年9月11日に，山中教授らが開発したiPS細胞の作成方法に対する特許が日本で成立したと発表した.）．

DNA配列への特許付与は，技術の進歩に貢献したと言えるのかもしれない．これに対して，山中教授のiPS細胞の樹立は，特許取得のために行われたわけではなく，特許付与という動機付けが技術進歩にどれだけ貢献するのかは，問題ごとに異なる．

おりしも，このようなiPS細胞に関する研究の進展に代表される先端医療に関する世界的研究競争が激化していることを受け，知的財産戦略本部先端医療特許検討委員会は，先端医療分野における特許保護のあり方について調査・研究を行っている．
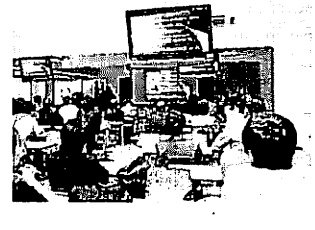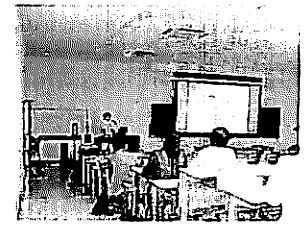
本報告では，先端医療特許検討委員会によって検討されている，先端医療分野における特許保護のあり方に関する議論を紹介し，先端医療技術の進歩を促すための手段と，現場で必要とされている技術の自由利用との関係を知的財産権，とりわけ特許法という制度から考える．